

ヘルパーステーションひまわり 料金表 (1 割)

(1)訪問介護サービス利用料

介護保険からの介護サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割から3割です。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(負担割合については、介護保険被保険者及び介護保険負担割合証を確認いたします)

【料金表—基本料金・昼間】〔1割負担者〕

身体介護 の時間	20分未満 (巡回型)	20～30分 未満	30～1時間 未満	1時間～ 1時間未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)	特定事業所 加算(Ⅱ)
身体介護	1,660円	2,490円	3,950円	5,770円	その後、身体介護の場合 は830円を追加	費用の 10%増
(利用者負担)	(166円)	(249円)	(395円)	(577円)	(83円)	
生活援助 の時間	20～45分	45分以上	—	—	—	
生活援助	1,820円	2,240円	—	—	—	
(利用者負担)	(182円)	(224円)				

※身体介護中心の訪問介護の後に引き続き生活援助を行った場合は、所要時間20分から
計算して25分増すごとに660円(自己負担66円)、1,980円(198円)を限度

※()は利用者負担額

* 同一建物減算

・基本料金の10%減

事業所と同一敷地内建物若しくは隣接する敷地内建物若しくは同一建物に居住する
利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物
(同一敷地内建物除く)の利用者に対し訪問を行った場合

・基本料金の15%減

事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の
利用者に対し訪問を行った場合

* 初回加算

2,000円(1割負担者200円、2割負担者400円、3割負担者600円)

(初回に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に
サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う
際に同行した場合)

*** 生活機能向上連携加算Ⅰ**

1,000円(1割負担者100円、2割負担者200円、3割負担者300円)

(サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った時は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。)

*** 生活機能向上連携加算Ⅱ**

2,000円(1割負担者200円、2割負担者400円、3割負担者600円)

(利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態などの評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った時は、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。但し、生活機能Ⅰを算定している場合は、算定しない。)

*** 介護職員処遇改善加算 利用者負担の 13.7%**

(厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金の改善を実施しているものとして届けている場合)・区分支給限度額対象外となります。

*** 介護職員等特定処遇改善加算 利用者負担の 6.3%**

(厚生労働大臣が定める基準に適合し介護職員の賃金の改善を実施しているものとして届けている場合)・区分支給限度額対象外となります。

*** 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。**